

# 印刷会社 のための 知的財産

連載  
第17回

## 裁判例紹介

### 事件名： 「スナップ写真」無断使用 （「東京アウトサイダーズ」事件）

～家族の日常を撮った単なるスナップ写真に著作物性があるかが問題とされた事件～

・平成19年（ネ）第10003号出版差止等請求控訴事件  
知財高裁 平成19年5月31日判決  
（原審 平成18年（ワ）第5007号 出版差止請求事件  
東京地裁平成18年12月21日判決）

#### ◆実務上のポイント

写真を印刷物等に掲載する場合は、その著作権者に了解を得る事が必要ですが、被写体本人などから提供されたスナップ写真の場合、このような確認作業を怠りやすく、場合によっては著作権の侵害となる場合がありますので、十分な注意が必要です。

#### ◆本件を取り上げた理由・趣旨

出版物を制作する際、筆者や登場人物の紹介を目的に顔写真を掲載する事があります。この事件は、ノンフィクション作家がその作品に登場する人物（故人）の古いスナップ写真を、故人の友人から入手し、作品の口絵に掲載したところ、撮影者である当時の家族が筆者と出版社に対し、この掲載は著作権の侵害にあたるとして損害賠償と出版差止めを請求した事件です。

判決では写真の著作物について、プロやアマチュアのカメラマンが撮った作品に限らず、たとえ一般人が撮った家族の日常的なスナップ写真であっても、そこには著作物性が存在するという判断が示されると同時に、出版社に対して著作権者の確認を怠った過失を認定しました。出版社と同様な立場となり得る印刷会社にとっても参考にするべき事例として今回本件を取り上げました。

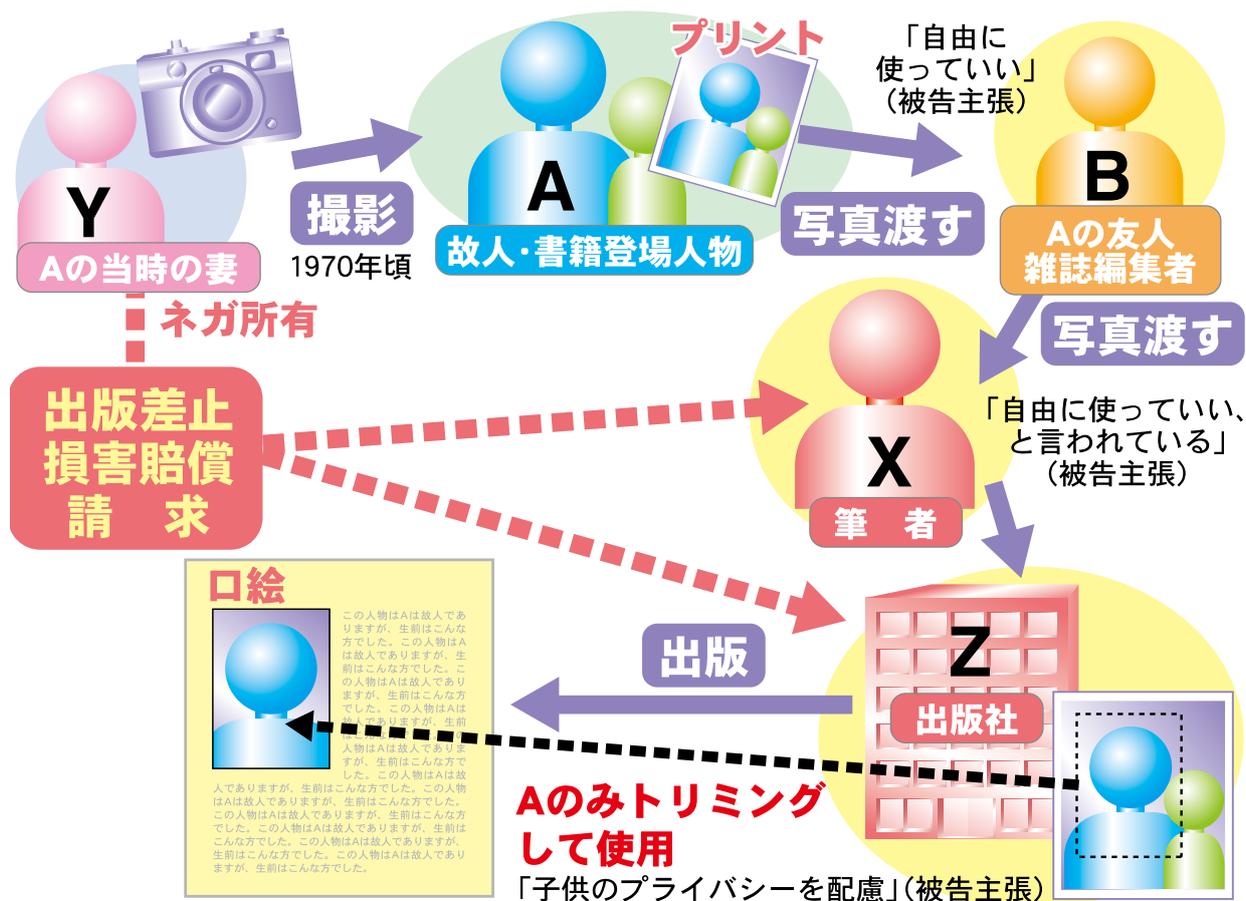
#### ◆事件の概要

ノンフィクション作家である本件被告Xは、平成14年に『東京アウトサイダーズ』というタイトルの作品を、同じく本件被告である出版社・Z社より刊行しました。これは、戦後日本の「ヤミ社会」「裏社会」で活動した様々な外国人にスポットを当てた作品で、平成16年には文庫版も刊行されています。そのキャッチコピーには「天才詐欺師」「ロビイスト」「諜報部員」といった刺激的な単語が並び、かなりセンセーショナルな内容になっています。

この作品に取上げられた人物の一人A（米国人・故人）について、巻頭口絵写真の一枚にその肖像が掲載されました。この写真は筆者XがAの親友であった人物Bから入手したもので、Xはこの写真の使用についてBに再三確認したとされています。（Aが亡くなっているため肖像権に関しては問題ないと判断したようです。また、被告側の主張によれば、Bはその写真を生前のA本人から「自由に使って良い」と言われて入手していましたが、撮影者については不明でした。）

この写真はAが1970年当時、自宅で自分の子供を抱いている姿を写したスナップ写真です。本件書籍ではAの上半身と背景の一部だけをトリミングして使用していますが、これは生存している子供に配慮した結果とされています。

本件書籍が出版されると、撮影当時Aの妻であった原告Y（日本人・アメリカ在住）が、撮影者は自分であり、この写真の掲載は、著作権（複製権及び同一性



保持権)を侵害しているとして、筆者XとZ社に対し損害賠償及び同書の出版差止めを求める訴訟を提起しました。

## ◆判決要旨

原 審 (東京地裁)

判決・主文 (要旨)

Z社は本件写真を掲載した書籍を印刷又は頒布してはならない。

Z社は本件書籍から本件写真掲載部分を破棄せよ

被告は連帯して45万円と遅延損害金を支払え

控訴審 (知財高裁)

判決・主文 (要旨)

被告控訴を棄却する

一審被告らは連帯して85万円と遅延損害金を支払え

## 被告の主張と裁判所の判断

原審・控訴審ともに、本件写真の著作物性を認めました。主な争点と内容は以下の通りです。

### (1) スナップ写真の著作物性

被告側は、「一般人が日常生活のなかで特段の芸術的配慮なく人物を撮影するスナップ写真は、たとえ著作物であるとしても『薄い著作権 (thin copyright)』しか認められず、その著作権は、肖像本人に譲渡されていると理解すべきである。」とし、さらに「自分だけが写っているスナップ写真を書籍に掲載するのに撮影者の許可が必要であるというのは、一般の法感情からあまりにもかけ離れている」との主張を行いました。が、原審・控訴審ともに「写真を撮影する場合には、家族の写真であっても、被写体の構図やシャッターチャンスの捉え方において撮影者の創作性を認めることができ、著作物性を有するものというべきである。」(原審判決)とした上で、上記主張に対しては「そのように解する法的根拠はないから、被告独自の見解であるというほかない」として、この主張を退けています。

### (2) 被告の過失の有無

被告Xは、写真の入手先である、故Aの友人故B (出版関係者)より、本件写真はBの所有物であり、これを自由に使って良い事、使用料は不要である事、の確認を得ていたとして、著作権の確認を行わなかった事

に過失はない旨の主張を行いました。

これに対し判決では「被告らは、本件写真の著作権者が誰であるかを確認し、その者から本件書籍への掲載について許諾を得る活動を全くしていないのであるから、過失があるというべきである。」とし、被告の過失を認めています。

## ◆解説

本研究でこれまでに取上げた写真関連のテーマとしては第9回『かえでの木事件』（かえでの木の所有権に基づく写真集出版差止請求事件）、第11回『セキスイハイム広告写真事件』（写真原版の引渡しと著作権譲渡の有無）がありますが、今回はスナップ写真の著作権について争われた事件を取上げました。

写真が他の著作物と大きく異なる点に「シャッターを押せば誰でも写せる」という点があります。このため、カメラマン等が撮影した作品はもちろんですが、子供がいたずらで被写体に向けてシャッターを押しただけの写真でも著作物となる可能性があります。

一方、平面的な被写体をそのまま撮影したものは、その被写体を忠実に再現するためどんなに高度な技術が駆使されていても単なる複写とされ、そこに著作物性はないとされています（『版画写真事件』東京地裁平成10年11月30日判決）。また、機械等が自動的に撮影したもの（証明書用写真や防犯カメラの画像等）も同様です。

本件事件の場合、当該スナップ写真に、著作物性があるのか、という点が争点のひとつとなりました。被告側は、著作物性が比較的低いと思われる著作物について、『薄い著作権』という概念を提示するなどして争いました。これは、本件写真がいわば証明書用の写真のようなものに過ぎず、その著作権は被写体本人に譲渡されているとみなすべきである、という趣旨の主張です。しかし、裁判所は原審・控訴審ともに被告側の主張には法的根拠がない、としてこれを否定しました。

逆に判決ではスナップ写真が著作物性を有する根拠として「写真を撮影する場合には、家族の写真であっても、被写体の構図やシャッターチャンスの捉え方において撮影者の創作性を認めることができ、著作物性を有するものというべきである」という点を述べています。ここからすると、殆ど全てのスナップ写真には著作物性があるという事になりますので、これを印刷物等に利用する場合は非常に慎重なチェックが求められることとなります。

ただし、本件写真に著作物性が認められる理由として「本件写真は、父子の姿を捉えたその構図やシャッ

ターチャンスにおいて、創作性が認められ、その著作物性を肯定することができ、撮影者である原告がその著作権を取得する。」として個別具体的に本件写真についての判断を行っています。したがって、おなじスナップ写真であってもその内容によっては、著作物として認められない可能性があるかもしれません。しかし、実務上はそのような写真も著作物であると考えて対処した方が無難でしょう。

印刷物やWebコンテンツを作成する場合、使用する写真の著作権等の確認を行うのは当然ですが、個人の肖像の場合、どちらかというとその肖像本人の許諾を得る事に目が行きがちです。まして、その本人から提供された写真の場合は、それ以上の確認を行わないことも多いのではないのでしょうか。

本件裁判例は、こういったスナップ写真の著作権の取扱いにも、十分な注意が必要であることを示しています。

## ◆実務上の注意点

従来の写真の著作権をめぐる裁判は、その多くがプロのカメラマンや、制作会社、広告代理店やそのクライアントといった、いわば業界の中でのトラブルによるものでした。本事件のように、一般人が撮影したプライベートな写真が問題になったケースはこれまで殆どありませんでした。

確かに、本書籍が「アウトサイダー」にスポットを当てたもので、本件の写真については「元CIAのAは…」というキャプションが付くなど、本件訴訟はその書籍の内容によって誘発されたという側面もあるかも知れません。

しかし、本来守られるべき写真の著作権についてより厳格な判断が下された、という点では、本件のケースは出版や印刷に携わる多くの関係者にとっても、実務上留意すべき点を示していると言えます。

また、今日のように、プライベートに撮影された写真がWeb上に氾濫している状況では、誰がその著作権者なのか不明確なケースが少なくありません。このような中で、今後そういった写真の著作権をめぐるトラブルの増加が予想されます。たとえ関係者から提供された写真であってもその出所を再度確認するなど、写真の著作権の扱いについてはなお一層の注意が必要です。

注) 本稿では、一審原告＝控訴審被控訴人を「原告」、同様に一審被告＝控訴審控訴人を「被告」と表記しています。